

○船橋市環境共生まちづくり条例（抄）

（開発指導）

第13条 市長は、前条の協議に際して、市民と自然環境が共生する緑豊かなまちづくりのほか、災害に強いまちづくり、福祉のまちづくり及び都市景観に配慮したまちづくりの推進を目的として、良好で安全な市街地を形成するため必要とされる開発指導を行うことができる。